

青果ユズの輸出に向けた残留農薬分析

表 ユズ果実中の残留農薬濃度と日本およびEUの残留基準値との比較

農薬 散布時期	農薬名	有効成分名	主な対象病害虫	ユズ収穫時の 残留濃度 (ppm)	日本の 残留基準値 (ppm)	EUの 残留基準値 (ppm)	EU基準値 への適合 性の判定
5月上旬	スイッチ顆粒水和剤	シプロジニル	黒点病、灰色かび病	0.01未満	3	0.02	○
		フルジオキシニル		0.02未満	10	10	
	ファンタジスタ顆粒水和剤	ピリペンカルブ	黒点病、そうか病、 灰色かび病	0.02	5	(0.01)	×
6月上旬	トランスフォームフロアブル	スルホキサフロル	アブラムシ類、アザミウマ類 カイガラムシ類、 ゴマダラカミキリ成虫	0.01未満	2	0.01	○
7月下旬	コテツフロアブル	クロルフェナビル	ミカンサビダニ、 アザミウマ類	0.02	2	0.01	×
	ダニゲッターフロアブル	スピロメシフェン	ミカンサビダニ、 ミカンハダニ、 チャノキイロアザミウマ	0.012未満	2	0.02	○
8月上旬	エクシレルSE	シアントラニリブロール	ハマキムシ類、 アザミウマ類、 ゴマダラカミキリ成虫	0.02	0.7	0.9	○
8月中旬	オリオン水和剤40	アラニカルブ	アブラムシ類、アザミウマ類 カイガラムシ類、 ゴマダラカミキリ	0.004未満	2	(0.01)	○
	パロックフロアブル	エトキサゾール	ミカンハダニ、 ミカンサビダニ	0.06	0.7	0.1	○
	ダニコングフロアブル	ピフルブミド	ミカンハダニ	0.07	2	(0.01)	×
8月下旬	ストロビードライフロアブル	クレソキシムメチル	褐色腐敗病、黒点病、 そうか病、灰色かび病	0.64	10	0.01	×
9月上旬	アグリメック	アバメクテン	ミカンサビダニ、 アザミウマ類、ナメクジ類、 チャノホコリダニ	0.01未満	0.1	0.04	○
9月中旬	テルスター水和剤	ビフェントリン	アブラムシ類、カメムシ類、 チャノキイロアザミウマ	0.03	2	0.05	○
9月下旬	ランマンフロアブル	シアゾファミド	褐色腐敗病	0.04	5	0.01	×

注1 ユズ果実は9月下旬に収穫して残留農薬分析を実施した。但し、ランマンフロアブルは10月下旬に収穫した果実を分析に供した。

2) 日本の残留基準値は公益財団法人 日本食品化学研究振興財団 残留農薬基準値検索システムより引用 (2022年11月30日現在)

3) EUの残留基準値は「EU Pesticides Database」のCitrus fruits(Others)で検索した基準値を引用 (2022年11月30日現在)

4) EUの残留基準値のうち、()が付いている成分は基準値が設定されていなかったため一律基準(0.01ppm)を示した。

5) 農薬の登録内容は2023年1月19日時点の内容であり、実際の農薬使用に当たっては、登録内容を農薬ラベルで確認し、農薬ラベルの記載内容に沿って使用する必要がある。

作物中に残留する農薬は残留基準値により安全性が担保されています。この残留基準値は国ごとに異なり、農産物輸出入の際には相手国の残留基準値を超えないことが必須条件となります。高知県では2013年から県特産品目ユズのEUへの輸出に取り組んでいますが、現在、非輸出用ユズ栽培で使用している農薬を輸出用ユズに使用しても問題ないのかどうかは分からず、防除に苦慮しています。そこで、農薬13剤について、収穫時期のユズ果実中の残留濃度を調査し、EU残留基準値への適合性を判定しました。

その結果、8農薬はEU残留基準値を超過していなかったことから、本調査の散布時期以前の使用であれば、EUへの輸出を想定した病害虫防除に利用できる可能性が示唆されました。一方で、5農薬はEU残留基準値を超えており、本調査の散布時期では、EUへ輸出する際の防除薬剤として利用することは難しいと考えられました(表)。

今後、本調査の結果を関係機関と協議したうえで、輸出用ユズの防除暦に反映させる予定です。

(農薬管理担当 森田展樹 088-863-4915)